

波佐見町緊急通報システム設置事業実施要綱

(目的)

第1条 波佐見町緊急通報システム設置事業（以下「事業」という。）は、ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者等に対して、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、急病又は災害時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、波佐見町とする。ただし、事業の実施に当たっては、24時間対応可能な緊急通報サービスを提供している民間事業者等へ委託することができる。

(定義)

第3条 装置とは、ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者等が家庭内で急病や災害等緊急事態に陥ったとき、無線発信機等を用いて緊急通報センターに通報するとともに、あらかじめ組織された地域協力体制により、速やかに対象者の救助を行うための装置をいう。

(貸与対象者)

第4条 装置の貸与の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき波佐見町住民基本台帳に記録されており、かつ、健康等に不安がある者で、緊急時における連絡手段の確保が困難な次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又はそれに類する高齢者
- (2) ひとり暮らしの重度身体障害者等
- (3) その他特に町長が必要と認める者

(貸与の申請)

第5条 装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム利用申請書（様式第1号）及び緊急通報システム利用誓約書（様式第2号）を、町長に提出するものとする。

- 2 前項の申請者は、申請者の周辺住民等で、受信センターから緊急事態の知らせを受けたときに次項に規定する緊急時に対応できる協力員を3人確保しなければならない。ただし、協力員の人数について、町長が特に認めたときは、この限りでない。

3 協力員は、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 緊急通報を受けた場合に、貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の安否の確認を行い必要な措置を取ること。
- (2) 前号のほか、本事業の目的を達成するために必要な協力をする事。
（貸与の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、生活状況等を調査の上、その適否を決定し、緊急通報装置貸与決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（貸与の解除）

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する状態になった場合には、その旨を口頭又は文書で町長に速やかに届け出るとともに装置を返還しなければならない。

- (1) 第4条の各号に該当しなくなったとき。
- (2) 社会福祉施設等（認知症高齢者グループホームを含む。）への入所
- (3) 入院（6月以上）
- (4) 貸与の辞退を申し出たとき。
- (5) その他貸与を継続する必要がないと町長が認めたとき。

（貸与の取消）

第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手続により貸与の決定を受けたとき。
- (2) システムをみだりに利用することにより、システム運用に支障をきたす恐れがあるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、町長が緊急通報システムの利用が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により貸与の決定が取り消されたときは、利用者は、速やかに装置を返還しなければならない。

（貸与期間）

第9条 貸与期間は、原則として、貸与決定の日から前条各号に掲げる利用の廃止理由に該当する日までとする。

（利用料等）

第10条 装置の設置及び業務委託料は町の負担とし、緊急通報システムの利用（通報）に係る通話料等は、利用者の負担とする。

（利用者の注意義務）

第11条 利用者は、装置を、善良な管理のもと細心の注意をもって利用しなければならない。

- 2 利用者は、装置の原状を変更又は改良若しくは転貸してはならない。また、本事業の目的以外に利用してはならない。
- 3 利用者は、故意又は過失により装置の全部又は一部を破損し、又は消失した場合には、直ちにこれを現状に回復しなければならない。
(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、緊急通報装置の貸与を受けたものは、第 6 条の規定により貸与の決定を受けたものとする。